

産業建設常任委員会

日 時 平成 29 年 1 1 月 3 0 日 (木) 午前 1 0 時～
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

- (1) 簡易水道の統合等に伴う条例の整備について
(上下水道部行政報告)
- (2) 国営ほ場整備の進捗状況について
(産業観光部行政報告)

3 その他

- わがまちトークの対応について

わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場・テーマ	本栴町 10/23(月)13:30~ ほのめ町ふれあいセンター 当町のまろくりについて 石野議員が担当について	畑野町 10/5(日)10:00~ 畑野町公民館 人口減少、少子高齢化で町が 進行する中にあるのまろくりについて	真本栴町 1/20(土)20:00~ 真本栴町ふれあいセンター 真本栴町が「町づくり」について 町の活性化とまろくりについて	千代川町 2/3(土)20:00~ 千代川町自治会館 安心、安全な千代川町の まろくりについて
司会	菱田議員	山本議員		
開会挨拶	湊議長	湊議長	小島副議長	小島副議長
総務文教常任委員会	三上議員 奥野議員	山本議員 竹田議員	奥野議員 田中議員	小松議員 福井議員
環境厚生常任委員会	平本議員 菱田議員	酒井議員 富谷議員	齊藤議員 小島議員	小島議員 馬場議員
産業建設常任委員会	西口議員 石野議員	奥村議員 藤本議員	議員 議員	並河議員 議員
閉会挨拶	西口議員	藤本議員		
受付担当	平本議員、三上議員	奥村議員、酒井議員		
写真担当	石野議員	竹田議員		
要約筆記担当	平本議員	酒井議員		
マイク担当	三上議員	富谷議員		
会場責任者	齊藤議員	奥野議員		
広聴部会	齊藤議員	奥野議員	小川議員	石野議員
集合時間	12:30	9:00	19:00	19:00
事務局	片岡局長、鈴木係長	片岡局長、山末主事	山内次長、三宅主事	山内次長、池永主任

産業建設常任委員会 資料

平成29年11月30日

上下水道部

亀岡市水道事業変更認可について(行政報告)

簡易水道の統合事業は平成27年度から事業に着手し、平成29年度で計画していた工事は完了します。

地元簡易水道との財産の引継ぎなど、年度内に簡易水道会計を閉じ、平成30年4月から上水道事業として給水を行っていきます。

これにより、簡易水道事業を廃止し、上水道事業としていくための水道事業の変更認可を行うとともに、併せまして既認可であります平成5年3月に認可取得しました上水道第5次拡張事業の認可値につきまして、現状況下による見直しを行い設置条例等の改正を行うものです。

1 変更認可の概要

(1) 簡易水道事業を上水道事業に統合を行う。

○認可の要件は、簡易水道事業全部を上水道事業に譲り渡し、上水道事業は簡易水道事業全部を譲り受ける。

○給水開始は平成30年4月1日

○統合する五つの簡易水道のうち、三つの簡易水道(川東・千歳・保津簡易水道)は上水道と接続する。

○上水道と接続できない二つの簡易水道(犬甘野・柚原簡易水道)は経営のみ統合する。

(2) 今回の統合と合わせ、水道事業の基本となる「計画給水人口」・「計画一日最大給水量」を見直す。

○過去10年間の実績から向こう10年間(H38)の推計により見直す。

○市内で進められています土地区画整理事業等により水需要増加も予測されるため、簡易水道統合に係る水量の増加と合わせ見直しに反映させる。

○既認可による拡張計画を見直しし、未着手である三宅浄水場の施設能力40,000m³/日の拡張を取りやめ、現行施設能力20,000m³/日のままとする。

2 変更認可の内容

(1) 給水区域の変更(設置条例の改正)

○簡易水道給水区域を上水道給水区域に区域拡張する。

(2) 計画給水人口・一日最大給水量の変更(設置条例の改正)

○簡易水道の統合を行う平成30年度から計画目標年度の平成38年度までの予測値により見直しを行う。

認可日又は届出日	既認可値 (平成5年3月24日)	実績値 (平成28年度)	今回変更値 (見直申請値)
目標年度	平成20年度		平成38年度
行政区域内人口	153,000人	90,107人	89,400人
給水人口	124,000人	81,615人(上水) 6,684人(簡水)	87,700人 (H30)
一日平均給水量	59,000m ³ /日	26,763m ³ /日(上水) 1,969m ³ /日(簡水)	34,100m ³ /日
一日最大給水量	73,600m ³ /日	29,891m ³ /日(上水) 2,663m ³ /日(簡水)	39,500m³/日 (H38)

(3) 変更認可する施設(浄水場系統)の概要(変更認可申請事項)

- 三宅浄水場系統(施設能力 20,000 m³/日)【既認可 40,000 m³/日より縮小】
- 千代川浄水場系統(施設能力 33,600 m³/日)【既認可通り拡張済】
- 犬甘野浄水場系統(施設能力 82.5 m³/日)【犬甘野簡易水道施設】
- 百陀浄水場系統(施設能力 59.5 m³/日)【犬甘野簡易水道施設】
- 柚原浄水場系統(施設能力 105.0 m³/日)【柚原簡易水道施設】

○浄水場・取水計画一覧表

	浄水場 【公称施設能力】	水源	日最大取水量 (H28実績)	日最大取水量 (計画取水量)
上水道	三宅浄水場 【20,000m ³ /日】 <small>既認可値40,000m³/日から減</small>	6井戸 1号~6号取水井	11,806m ³ /日	15,415m ³ /日
	千代川浄水場 【33,600m ³ /日】	9井戸 1号~9号取水井	20,542m ³ /日	23,860m ³ /日
旧簡易水道	犬甘野浄水場 【82.5m ³ /日】	2井戸 1号~2号取水井	64m ³ /日	81m ³ /日
	百陀浄水場 【59.5m ³ /日】	3井戸 1号~3号取水井	67m ³ /日	39m ³ /日
	柚原浄水場 【105m ³ /日】	2井戸 1号~2号取水井	184m ³ /日	105m ³ /日
合計	【53,847m ³ /日】			39,500m ³ /日

3 統合後の主要施設の概要

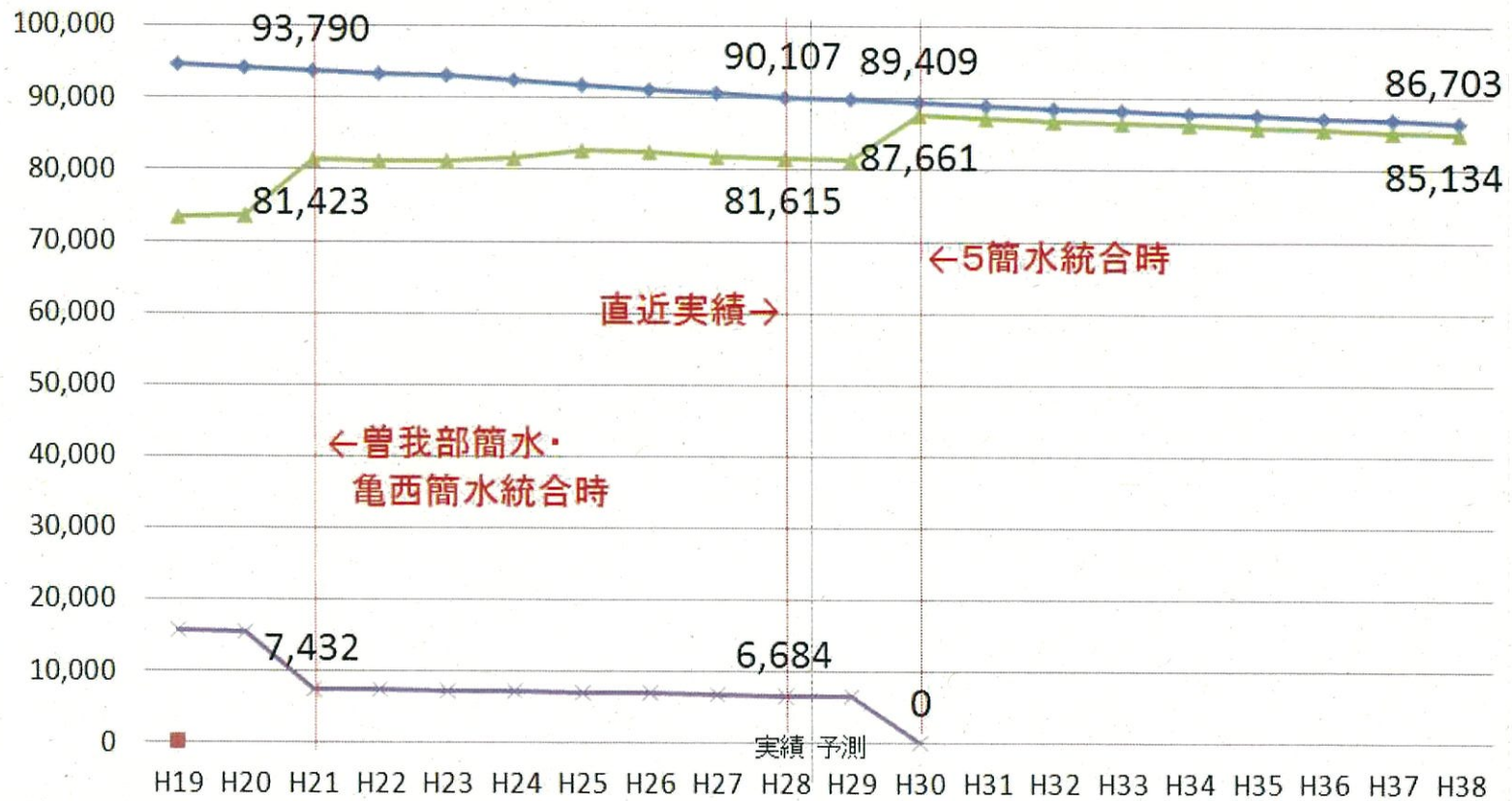
(1) 統合後の浄水場・水源について

- 統合後は上記五つの浄水場で運用する。
 - ・統合により川東・千歳・保津簡易水道の三つの浄水場は使用しない。
但し、川東、保津浄水場は予備として緊急時対応のため施設として管理しておく。

(2) 配水池について

- 千代川浄水場系統では、湯井配水池をメインとして10地区に配水池があり、簡水統合により旭町にある「旭配水池」が加わる。
- 三宅浄水場系統では、平和台配水池をメインとして5地区に配水池があり、簡水統合により千歳町にある「千歳配水池」が加わる。
- 西別院町地区では犬甘野簡易水道区域に3箇所、柚原簡易水道区域に1箇所の配水池により給水を行う。
- 簡易水道区域で統合後使用しなくなる配水池は、川東地区の三つの簡易水道で6箇所あり、2箇所は予備施設として当面管理していきませんが、使用しない配水池については、撤去などの整理を地元委員会との協議により進めている。

亀岡市の人口と給水人口



簡易水道の統合等に伴う条例改正について

1 趣 旨

簡易水道事業を水道事業に統合すること等に伴い、①関係条例の整備を行うとともに、②水道事業の経営の基本となる事項の変更及び企業の設置に関する条例の一本化、③水道供給規程の見直しを行う。

2 改正案の概要

(1) 簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備

- ア 簡易水道事業特別会計を廃止するとともに、上水道事業（会計）を水道事業（会計）に改めること。
- イ 簡易水道事業基金条例、簡易水道建設事業分担金条例を廃止すること。
- ウ 簡易水道の統合に係る地元分担金の規定を整備すること。

(2) 水道経営の基本事項の変更と企業設置に関する条例の一本化

- ア 簡易水道設置条例を廃止するとともに、水道事業の経営の基本となる給水区域、給水人口、一日最大給水量を変更すること。
- イ 飲料水供給施設を水道事業の附帯事業とし、水道事業会計において経理を行うこと。
- ウ 上下水道事業の設置・経営等に関し地方公営企業法の規定により条例で定めることとされている事項（10項目）を一本の条例にまとめること。

(3) 水道供給規程（給水条例）の見直し

- ア 簡易水道事業給水条例を廃止するとともに、旧簡易水道地域（犬甘野、柚原）における加入金の規定、料金の激変緩和措置（保津）、その他必要な経過措置を設けること。
- イ 水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、現状に即した条項の見直しを行うこと。

※主な削除規定：給水区域外への分水、私設消火栓、給水装置所有者の制限、給水装置使用者の権利義務、生産用水加入金、消火演習立会手数料に関する規定

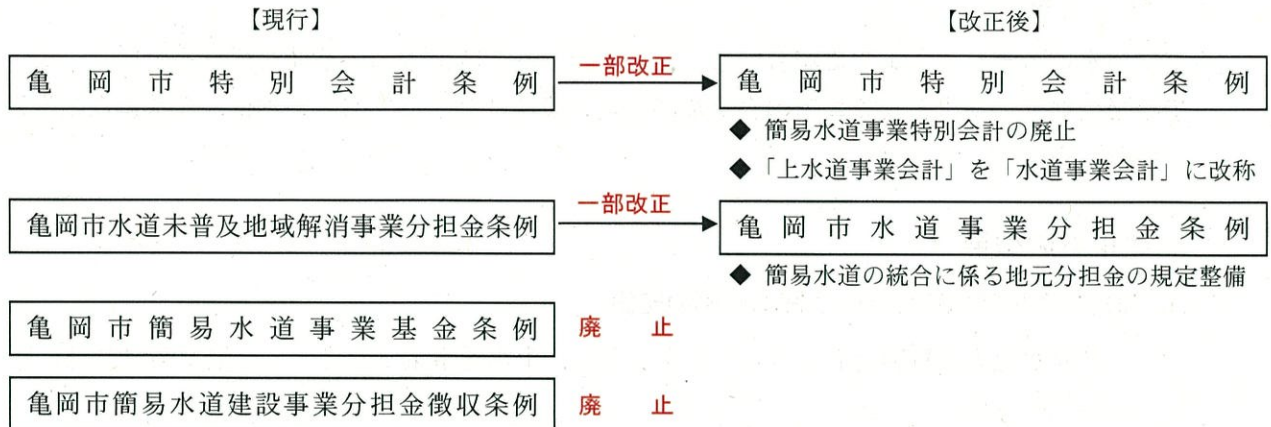
※主な明記規定：給水契約の申込み、水道使用者の権利義務、各種証明手数料、料金等の分納及び口座振替による納付に関する規定

3 スケジュール

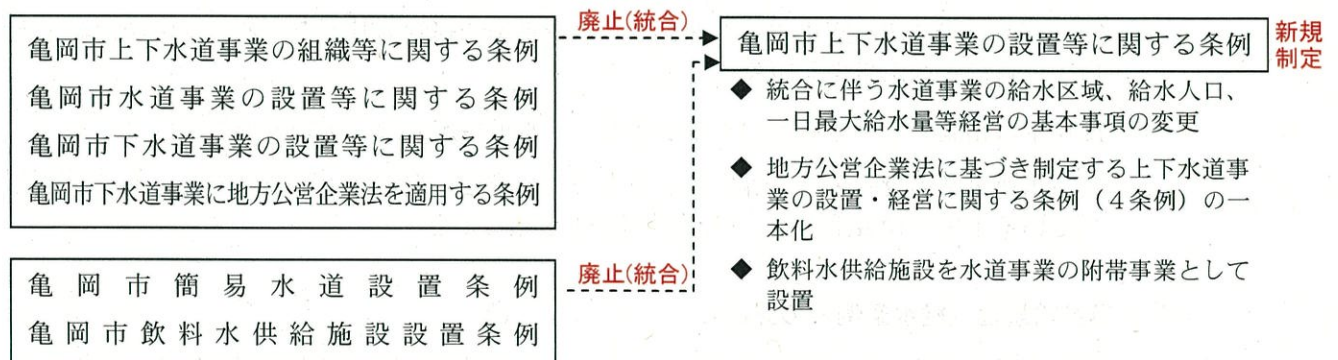
- ・ 平成 29 年 12 月 議会提案
- ・ 同月 公布
- ・ 平成 30 年 1～3 月 改正条例の周知
- ・ 平成 30 年 4 月 施行

【参考】簡易水道の統合等に伴う条例改廃一覧

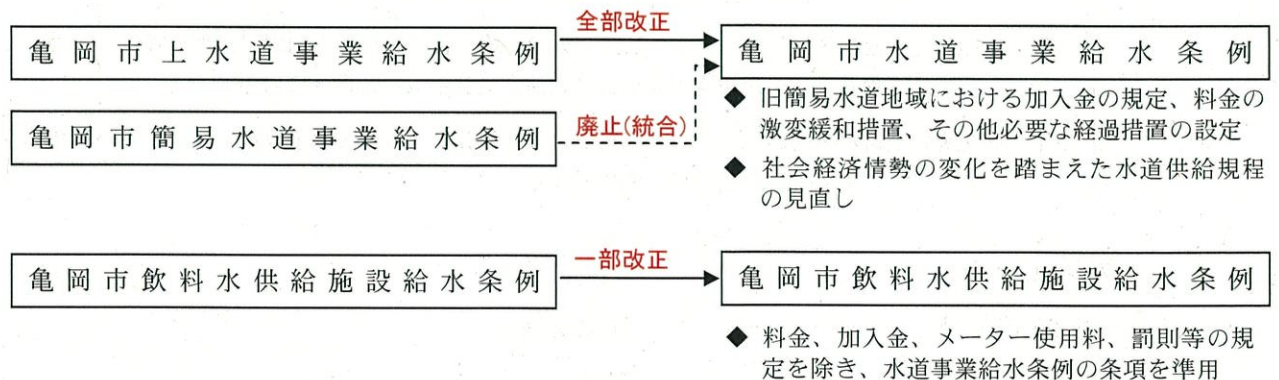
(1) 亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定



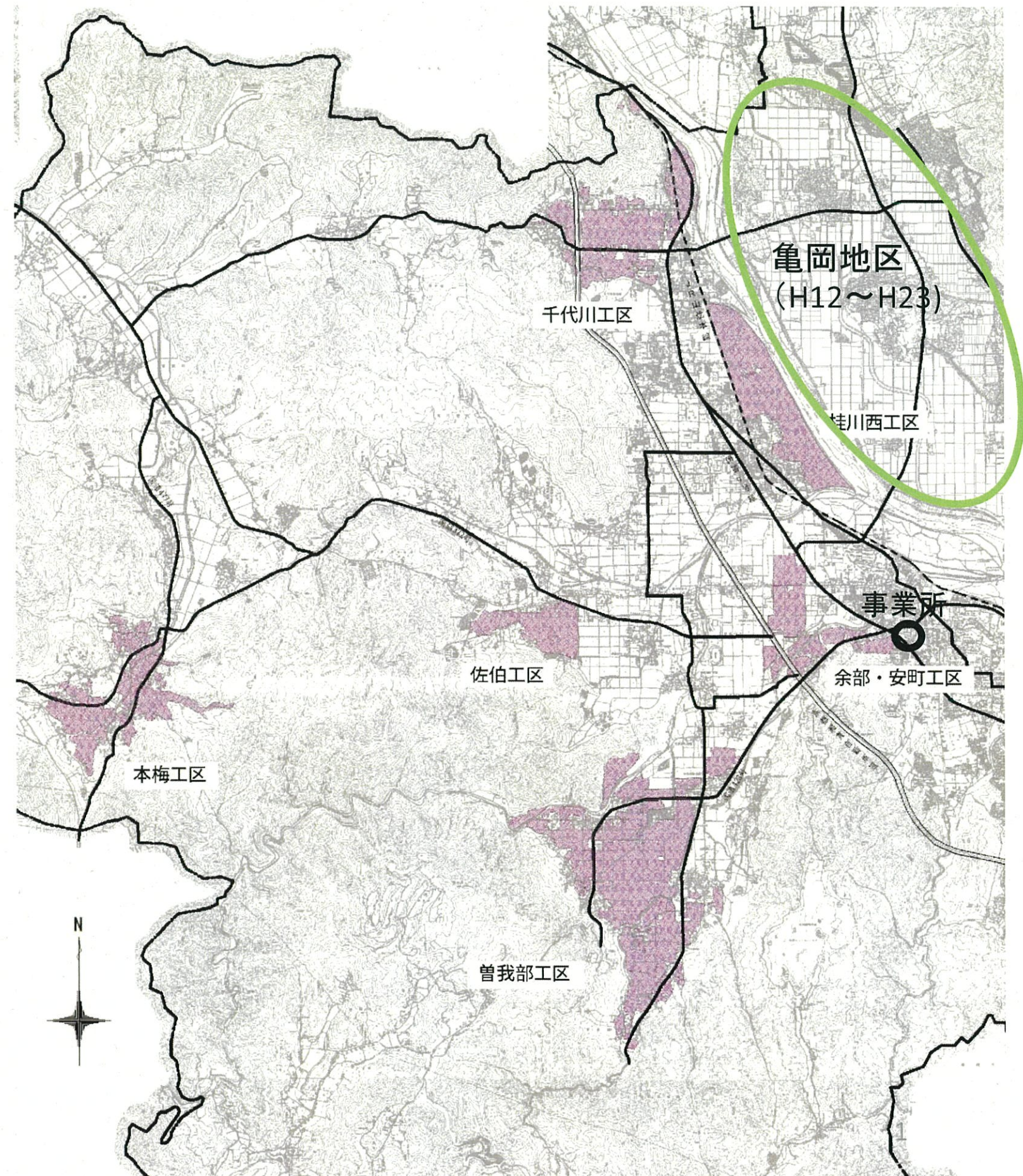
(2) 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の制定



(3) 亀岡市上水道事業給水条例の全部を改正する条例の制定

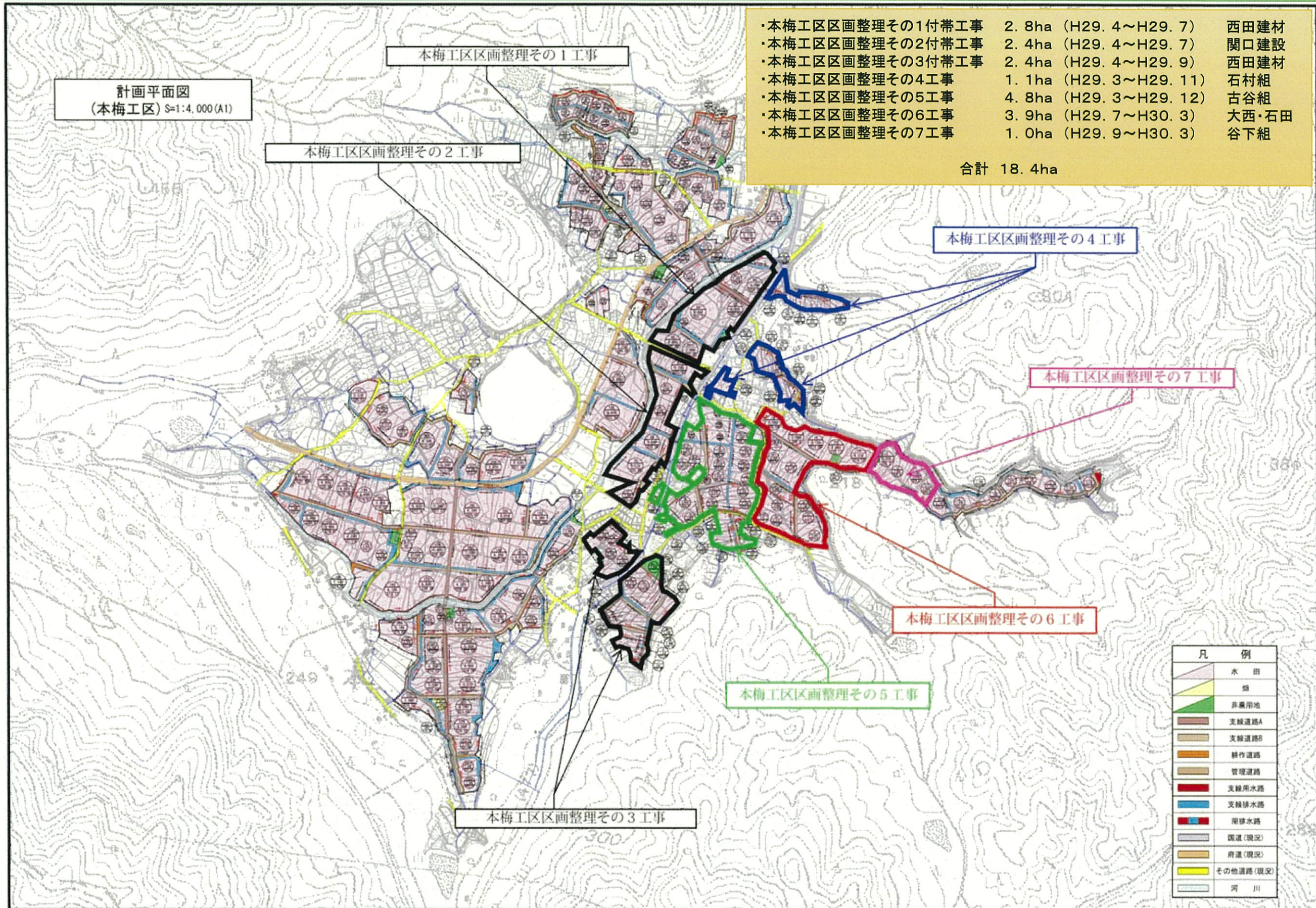


- 目的
農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積
生産性向上と耕作放棄地の解消・防止による優良農地の確保
- 関係市町村
京都府亀岡市
- 事業工期
平成26年度～平成35年度(予定)
- 総事業費
150億円(H24単価)
*物価変動等で増減する場合有り
- 事業内容
区画整理 444ha
- 換地工区(6換地工区)
曾我部(177ha)、佐伯(25ha)、本梅(58ha)、桂川西(68ha)、千代川(75ha)、余部・安町(40ha)
- 事業費負担
国 : 京都府 : 亀岡市 : 受益者
66.66% : 17.00% : 6.00% : 10.34%



■ 本梅工区

資料2



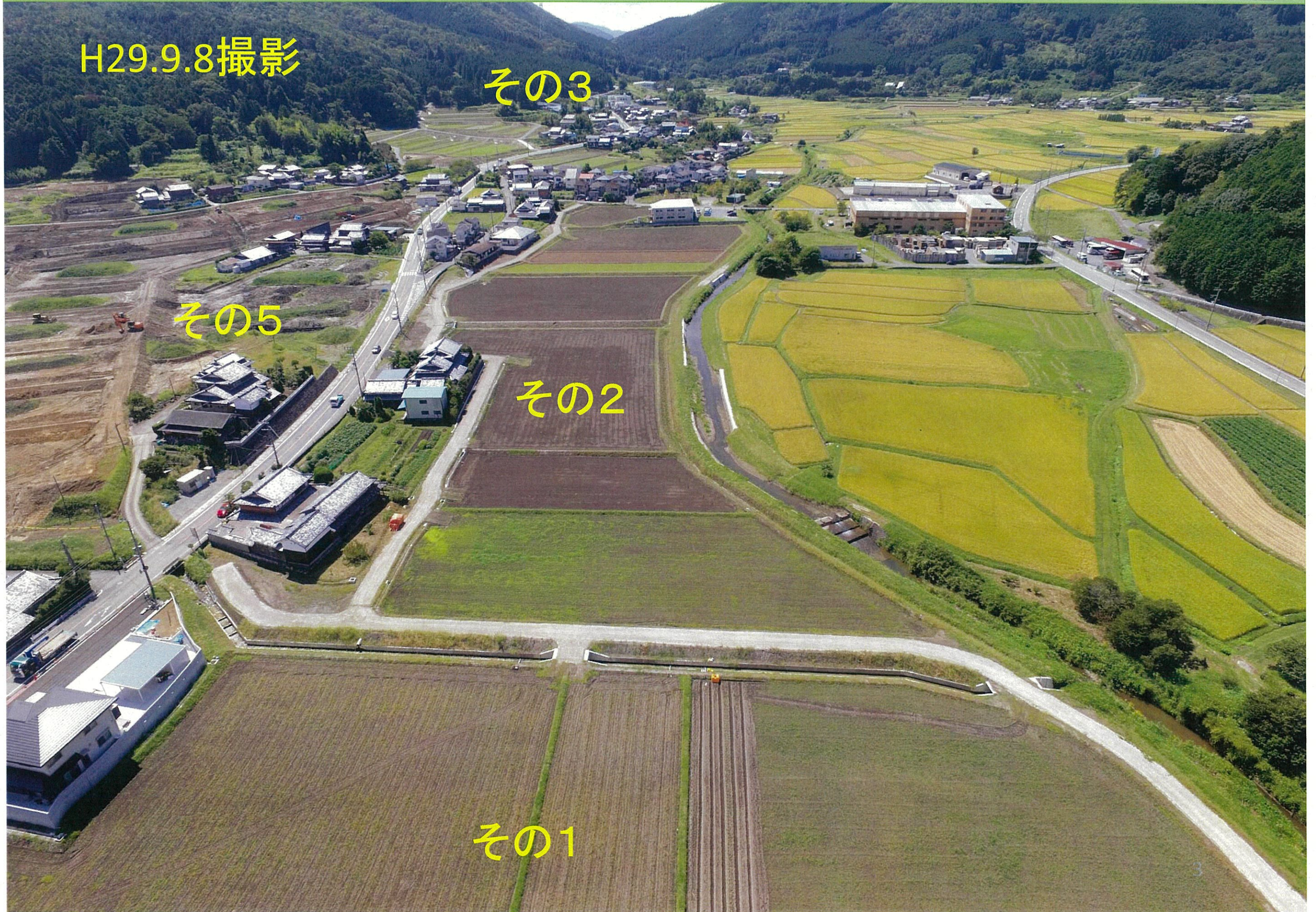
H29.9.8撮影

その3

その5

その2

その1



- ・平成29年度下半期で区画整理工事に着手。年度内完成予定。
- ・来年度以降の工事に向けて、埋蔵文化財調査を年度内に了する予定。

凡 例	
	水田
	畑
	非農用地
	支線道路A
	支線道路B
	用水路
	排水路
	用水路(現況利用)
	国道(現況)
	その他道路(現況)
	河川

・佐伯工区区画整理その1工事	2. 0ha (H29.10.3~H30.3.24)	西田建材
・佐伯工区区画整理その2工事	8. 2ha (H29.10.3~H30.3.24)	西田建材
・佐伯工区区画整理その3工事	3. 9ha (H29.10.13~H30.3.21)	西田建材
・佐伯工区区画整理その4工事	3. 6ha (H29.10.13~H30.3.21)	関口建設
合計	17. 7ha	

